

法人税申告期限の延長について

1. 法人税申告期限の延長について

香港税務局は2023年6月29日、Code D（決算日が12月）の法人について、2022/23年度の法人税申告期限を8月15日から8月29日まで延長すると発表しました。

他の決算日の法人については今のところ延長は発表されておりません。今回の発表後の決算期ごとの申告期限は以下の通りです。

会社の決算期	税務申告期限
2022年12月（Code D）	2023年8月29日
2023年1月～3月（Code M）	2023年11月15日
2023年1月～3月（損失会社の特例）	2024年1月31日

2. 電子消費券第2弾の配布開始

香港政府は2023年7月16日から、2023/24年度電子消費券第2弾の配布を開始しました。約650万人が対象となり、このうち新たに受給資格が認められた人は22万人となります。

今回の第2弾は、2023年4月に配布された第1弾を受給した人に残額が給付されるものとなります。18歳以上の香港永久居民と一定基準を満たした中国本土出身者らが2,000香港ドル、永住権はないものの香港の身分証を持つ市民は1,000香港ドル分となります。

第2弾をカード式電子マネーの「八達通（オクトパス）」で受け取る場合、第1弾の給付額を使い切っていることが条件となるため注意が必要です。2023年6月30日までに消費額を満たしていなかった場合は給付が2023年8月16日に延期され、以後は第1弾を使い切るまで1カ月ずつ給付が先延ばしにされます。遅くとも2023年10月末までに消費額を満たす必要があります。

オクトパス以外の電子決済アプリで受け取る場合は、第1弾、第2弾ともに2024年2月29日が使用期限となります。

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心16樓1629A-30室

電話：+852-2156-9698

担当：山口（YAMAGUCHI）日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。